



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公共性と教育（1）：吉富重夫『政治的統一の理論』と公共性
Author(s)	小出, 達夫
Citation	公教育システム研究, 11, 37-64
Issue Date	2012-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49363
Type	departmental bulletin paper
File Information	11-02.pdf



〈研究ノート〉

公共性と教育（1）

— 吉富重夫『政治的統一の理論』と公共性—

小 出 達 夫*

— 目 次 —

はじめに

第1章 なぜ吉富は公共性を問題としたか

第2章 公共性の定義

第1節 行為の性格から見た公共性

第2節 公共性の定義

第3節 国家作用と公共性

第3章 空間概念としての公共性

第1節 個別の極

第2節 普遍の極

第3節 媒介の極

キーワード：公共性、公共性の空間構造、自立と他律の統一、人格の自己実現、
政治・行政と公共性

はじめに

この研究ノートは、「公共性と教育」を中心テーマとするが、その前提として「公共性とは何か」について論じている研究者を取り上げ、以下のような論点について検討し、上記テーマに迫りたい。付言するならば、筆者は「公共性」を人間の自己実現をめざす活動空間の構造に関係する概念として考えており、最終的にはこうした公共性の空間構造を本研究ノートを通じて明らかにしたい。

1. なぜ「公共性」を問題とするのか、何が問題か。
2. 「公共性」の定義についてどう考えるか。
3. 空間概念としての「公共性」（公共世界）の構造をいかにとらえるか。
4. 「公共性」を支える原理や価値とは何か。
5. 「教育の公共性」について示唆している点があればそれは何か。
6. その他

検討対象とする論者は、政治学、行政学、政治哲学、公共哲学、その他の分野であるが、論者の選定にあたっては上述した5つの論点と関連し、とりわけ「公共性」を人間

* 北海道大学名誉教授

の自己実現を可能とする活動空間としてとらえる視点を共有する論者に限定する。

最初に取り上げるのは、吉富重夫（京都帝国大学法学部卒、大阪市立大学）である。検討対象は、『政治的統一の理論』（1955年、有斐閣、大阪市立大学法学叢書6）である。本書は戦後いち早く政治学・行政学の分野で「公共性」を本格的に論じた書であると言える。いうまでもなく、吉富は、戦前行政学の泰斗である京都帝国大学の田村徳治の弟子であり、田村の「公共性」論を色濃く受け継いでいる。

本書はその標題のごとく『政治的統一』について扱ったものであるが、後日の吉富の体系書である『理論政治学』（1966）、『現代行政学』（1967）に先行する書で、内容からしてこれら二書的前提をなすもので、全体系の根幹をなす不可欠の構成部分をなす。いわば吉富の政治・行政学の体系の骨格を形づくる研究論文であるといつてよい。

とはいえ本書は通常政治学・行政学の体系書とは構成上異なる。政治と行政の本質やその存在性格を論ずる前に、「人間的存在の世界」を扱っている（第一部第一章）。人間存在の本質をぬいては政治・行政を語れない、という趣旨に出たものである。また、本書は極めて哲学的な書であり、難解でもある。

吉富は、人間存在の本質をその「主体的存在」にもとめ、「人間的存在の世界」は「意思の自律性と行為の自己決定性」（主体性）をもった「人格的存在者」の行為によって展開される、と説く（p.34）。また人間存在を「個別性」においてのみとらえるのではなく、「数多性（共同社会・組合）」「総体性（法人・国家）」においてとらえ、人間は「個人的存在」であり、同時に「社会的存在」でもある「具体的普遍概念」として把握する（p.2）。吉富はこうした人間によって形成される「人間的存在の世界」を、「人間の実践を媒介として展開せられる歴史的社会的実在」（p.1）と言い換え、この「歴史的社会的実在」の世界を本書全体の「考察対象」に据え、それと「公共性」および政治・行政・人間の行為との関連を探る。なおこうした特色を持つ本書は、恒藤 恭の思想的影響、特に『法の基本問題』（昭和11年）から多くの示唆を受けている点を付記しておく。

吉富政治学の特異な点は、国家主体説から政治・行政現象を説くのではなく、政治や行政の行為（機能）の性格から政治・行政現象を説くところの、彼のいう「集団現象説」（機能説）をベースとし、その上で国家と社会との関係を問題とする（p.33）。吉富の考察対象は、上述したようにまず人間的存在の世界である「歴史的・社会的実在」であり、これが国家を含む全体社会をなす。この世界は、人間の社会的主体的連関と文化的客観的秩序の構造的二元性の世界で構成され、政治や行政はこの後者の客観的文化構造のうちに見出される。したがって吉富は、国家と社会との対立説をとらない。国家は全体社会の中で公共的機能を果たす団体として位置づけられる。

他方この「歴史的・社会的実在」の世界は、人間の「実践・行為」により形成・維持・発展される。その際人間の行為は、「社会的行為と個人的行為」、「公共的行為と非公共的行為」に区分され、これら4種類の行為が全体社会の形成に預かる（p.36）。政治・行政の世界は、こうした人間の行為のなかの「社会的行為でかつ公共的行為」によって形成される。ここで「公共的行為」の意味は、「社会全体にとって意味を有する行為」であるとされる。なおこの点については後述する。

最後に本書の構成をいうと、本書第一部「政治の存在性格」は、「政治と行政の普遍的

ならびに特殊的存在性格」を問題としており、そこでのキーコンセプトの一つが「公共性」であり、「政治は、そしてまた行政も、本来公共性を有する行為たるのである」(p.78)と説かれる。また第二部「政治的統一の理論」においても「政治による統一秩序は公共性を担うのゆえに社会生活の全体に関連を持つ」(p.139)という記述にみられるように「公共性」がキーコンセプトをなしている。「公共性」は、本書を貫通する重要な中心テーマとなっている。

以上吉富の政治学・行政学の特徴と「公共性」との関連を簡単に述べた。以下では上述の5つの論点に従って『政治的統一の理論』を取り上げ、それぞれのテーマに迫りたい(5つの論点のうち4、5については扱わない)。

第1章 なぜ吉富は「公共性」を問題とするのか

吉富はどのような文脈で「公共性」という用語を使っているのだろうか。「公共性」は吉富の政治・行政学にとってどのような意味を持つのであろうか。断片的ではあるが、本書から関連する記述を抄出する。

「政治的なる行為は、公共性を有する行為のゆえに、高次元的存在性格の認められるべきものである。」(p. 29)

「政治の普遍的存在性格は、公共性を有する行為たる点にみいだされる。」(p. 39)

「政治は、かくのごとき、社会的公共的行為なのである。」(p. 37)

「政治は、そしてまた行政も、本来公共性を有する行為たるのである。」(p. 78)

「政治的活動は、・・公共性を有する行為であり、行為の持つ公共性が、行為をして政治たらしめるものであるといわざるをえない。」(p. 118)

「政治活動は、公共性によって制約せられているといわねばならない。」(p. 121)

「行政を行政として成り立たしめるものは、単なる事務の処理ではなくして、その事務の公共性、否むしろその事務処理行為のもつ公共性である。」(p. 47)

「行政の公共性は、第一義的には、主体の側より導き出されうるものに非ずして、行為自体の性質のうちに求めらるべきものである」。(p. 48)

「(行政過程における)管理現象もしくは技術現象がそのままに行政たるのではない。それらのものをして行政たらしめるにはさらに別個の契機が必要とせられるのである。ここにその契機たるものを端的にしめせば、それは公共性の概念である。」(p. 67)

以上の短い引用から、政治と公共性に関する吉富の主張の要点を指摘できる。

- (1) 政治ならびに行政の普遍的性格は、「公共性」にある。
- (2) 政治的行為ならびに行政的行為は「社会的公共的行為」である。
- (3) 政治・行政は、その行為が「公共性」を持つから公的性格をもつのであり、それが国家の行為だから公的性格を持つのではない。
- (4) (3)と同じ趣旨であるが、政治・行政の公共性は、その行為自体の性質のうちに求められるべきである。
- (5) 行政を行政たらしめるものは、その事務処理方法(管理・技術など)にあるのではなく、事務処理行為が持つ「公共性」による。
- (6) 政治や行政を制約する原理は「公共性」である。

以上の引用とその要約からいって、吉富にとって「公共性」は政治や行政の世界の不可欠の構成要件であることが理解できる。ここで注意すべきは、吉富は政治や行政が無媒介的に「公共性」を持つと言っているのではない。そうではなく、政治的行為が公共性をもつ場合に、政治は公共性を持つと言っているのである。吉富は、「公共性」は政治や行政の「主体の側より導き出される」ものではないという。別の個所で彼は「政治活動は、公共性を有する人間の意志的・合目的的活動にほかならぬのであるがゆえに、行為が政治的なる規定をうけるがためには、行為が公共性を有するや否やによって定められるものであるとせねばならない」(p. 119) といひ、政治的行為が政治的たるためにはその行為自体が「公共性」を持たねばならないと言っている。同時にここで注意すべきは、政治活動の前提には「公共性を有する人間の意志的・合目的的活動」があるということである。したがって吉富は、政治・行政が国家作用であるから公共性を持つという国家主体説に与するのではない点に注意する必要がある。

行政についても同様の点を指摘できる。行政が国家作用だから公共性を持つというのではない。「従来行政の公共性は、それが国家の作用であるとせられることにおいて、公法的秩序に属するの点より、自明のものとして論結せられているかのごとくである」(p. 47)。しかしそれは「国家なる特定の行為主体のおこなうある種の行為を行政であるとして、第1次的に行政を主体の側面より限定し、行為自体の性格に行政たらしめる共通の要素を見出そうとするものに非ざる点において、致命的な欠陥をもつ。」(p. 47) として、「公共性」を「国家作用」から無媒介的に導出する説明を「致命的な欠陥」であるといひ、厳しく排している。

吉富の「公共性」へのアプローチは、むしろ別の角度から行われる。吉富は言う、「公共性はもとより秩序を予想するといわれうるのであるが、しかしそれはひとびとのいう公法的秩序のごときものではない。法的秩序との対応においていえば、公共性は法的秩序を成り立たしめる生活関係自体のうちに求められねばならない」(p. 67) と。つまり公共性の根拠を人間の生活関係自体のうちに求めようとする方法である。また別の個所で、彼は公共性を「究極的に人間の存在目的」との関連で把握しようとして次のようにいう、「行為をして行政たらしめる契機たる公共性を、人類全般の生々発達、これをより直接的にいえば、国民社会の発達を遂げることとの連関において規定せざるをえない。」(p. 48) と。後述するが、吉富にとって「人間の存在目的」はここにいう「人類全般の生々発達」ということであり、その意味での「人間の存在目的」に「公共性」の根拠を見出しているところに吉富独自の方法があり、私はこの点に注目する。

以上を要するに、吉富にとっては、人間の生活関係およびその全体をなす「歴史的社会的実在」と政治・行政とを結ぶ媒介項として「公共性」は位置している、といえるのではないか。ここに吉富「公共性論」の特異な点があるように思うのである。政治や行政を政治や行政たらしめているものが「公共性」であり、「公共性」の根拠は「人間の生活関係自体のうちに求められねばならない」とする吉富公共性論は、1950年代半ばにあっては全く特異なものであり、現在でもなお再考に値する問題提起であったと思うのである。

第2章 公共性の定義について

第1節 行為の性格から見た「公共性」

既述したが、吉富は「歴史的・社会的実在」の世界を構成する「人間の行為の類型」を「社会的行為と個人的行為」および「公共的行為と非公共的行為」とに類別する。これらの類別は、その行為の主体を基準とする分類ではなく、行為の性格を基準とした分類である。

前者の「社会的行為と個人的行為」についていえば、その行為の性格が「行為の主体にとってのみ意味を有するか、もしくは社会にとっても意味を有するかを基準とする類別」(p. 36)で、この類別基準により「個人的行為」か「社会的行為」かに分かれる。言い換えれば、「個人的行為」は「行為が個別的に行為主体にのみ関連するもの」(p. 36)であり、「社会的行為」は「行為が総体的に共存関係にある人間の集合性に関連するもの」(p. 137)である。つまり個人の行為であっても、その行為の性格からいって「個人的行為」である場合もあるし、「社会的行為」の場合もある。

また後者の「公共的行為と非公共的行為」についていえば、「公共的行為」はその行為が「社会全体にとって意味を有するもの」(p. 36)ないしは「社会的存在者と全面的に関連する」もの(p. 137)であり、「非公共的行為」は「行為が社会全体にではなく、社会を形づくる構成単位に部分的に関連を有するもの」(p. 36)をいう。

このような行為の類型化から、吉富は「公共的行為とは何か」、「政治的行為とは何か」について明らかにする。「公共的行為」は、「社会全体にとって意味を有する行為」、あるいは「社会的存在者と全面的に関連する行為」をいう。つまり「公共的行為」は「もろもろの個人」を含む社会全体にとって意味を持つ行為である。したがって「公共的行為」からあらかじめ排除される個人はいてはならない、ということになる。

「政治的行為」については、それは「社会的行為であり、かつ公共的行為」であると吉富は言う。その意味するところは、その行為が「共存関係にある人間の集合体に総体的かつ全面的に関連する」行為である、という点にある(p. 137)。このような言い方は「公共的行為」とほとんど同じであるが、吉富は政治の「普遍的性格」が「公共性」にあるといっているだけに、こうした両者に見られる共通性は当然といえよう。

ところで、かかる「公共的行為」の説明は、その行為がもつ性格を明らかにしたものであって、「公共性」そのものの内容や定義についての説明ではない。そこで吉富の関連する説明をさらに検討しよう。

第2節 「公共性」の定義

(1) でみたように、「公共的行為」は「社会全体にとって意味がある行為」、「社会的存在者と全面的に関連する行為」である。しかしこの説明ではそれが何を含意しているのかははっきりしない。彼は続けていう。

「ここに公共性とは社会全体に関連を有するか否かを基準とするものであったが、さらにこれを窮極的なるかたちにおいていえば、人類全体の生々発達を直接にめざせる行為であり、さらにこれをいますこしく内容的に限定して言えば、総合的全体社会たる歴史的社会的実在の形成・維持・発展を直接にめざせる行為であり、またこれをより直接

的なる形においていえば、歴史的社会的実在における社会機構的・外面的公共関係の形成・維持・発展を目的とする行為を意味する」(p. 37) と。

本書の場合、「公共性」の定義(説明)はこれに尽きる。ここでは「公共性」は以下の4つの含意を含むものとして説明される。

第1に、「公共性」とは「社会全体に関連を有する行為」であり、

第2に、「公共性」とは「人類全体の生々発達を直接にめざせる行為」であり、

第3に、「公共性」とは「総合的全体社会たる歴史的社会的実在の形成・維持・発展を直接にめざせる行為」であり、

第4に、「公共性」とは「歴史的社会的実在における社会機構的・外面的公共関係の形成・維持・発展を目的とする行為」である。

これらの説明は、それぞれ視点を変えてはいるが、いずれも同じ内容を意味している。とはいえ、こうした説明も「公共性」の定義というより「公共性を持つ行為」とは何か、についての説明である。一般的に「公共性」自体の定義は至難であるが、吉富にとっても「公共性」を実体的に定義することは避けられているように思われる。吉富の本書は、人間の実践、人間の行為から政治・行政の世界を説明しようとする趣旨に出たものであるから、彼のいう「公共性」が「公共的行為」と同義に使われているのも理解できないわけではない。

それはさておき、「公共性」に関する上述の説明は複雑であり、それぞれ用語の注釈が必要である。「人類全体の生々発達を直接にめざせる行為」、「総合的全体社会たる歴史的社会的実在」、「歴史的社会的実在における社会機構的・外面的公共関係」といった表現について最小限の注釈をしておきたい。

(人類全体の生々発達を直接にめざせる行為)

まず「人類全体の生々発達を直接にめざせる行為」についてであるが、このような規定でいくと「公共性」ないし「公共事務」が地球規模に及ぶ可能性を否定できない。それゆえ吉富は次のような言いかえも可能だという。「公共性を、全体社会たる国民社会の形成・維持・発展なる意味に限定しても、必ずしも不可はない」(p. 68) と。「人類全体」を「全体社会たる国民社会」に置き換えてもいいというのだ。とはいえ吉富は「政治の普遍的根元」からすれば、「公共性」は「人類全体の生々発達を直接にめざせる行為」といったほうが普遍性を持つというのであり、その趣旨は理解できよう。政治現象は、国家を超えて世界的な普遍的現象であり、その普遍性からいって上述の規定は可能であるというのである。国連などの国際機関が一国の政治に与える影響が増大している現在、こうした吉富の指摘は一考に値する重要な指摘である。

ところで「人類全体の生々発達を目指せる行為」といったのは、吉富の師である田村徳治である。田村は『行政学と法律学』(1925年)で「行政とはこれを通俗的にいふて公共事務の処理、これを学問的に謂ふて人類の生々発達を遂ぐるための直接の行為であると解して・・・」(p. 64) といい、「公共事務の処理」が「人類の生々発達を遂ぐるための直接の行為」であるとした。

また「行政主義と行政社会」(『法と経済』第3巻第2号、1935年)の中で、田村は「公共を人生目的と関連せしめて理解することは、決して突飛ではない」といい、ここにい

う「人生目的」とは「私はこれを人類全般の生々発達の実現であると理解しており」、その意味は「人類全般をして完全にその向上発展を遂げしめることに外ならない」と説く (pp. 2f.)。

「行政理念と行政理想」(『公法雑誌』第1巻第2号、1935年)においても、田村は「行政の本領」は「人生目的の実現」にあるとし、それは「人生における単なる目的ではない」、それは「まさしく価値と結びついたもの」で、「人類全体の生々発達を遂げること」がそれであるとした (p. 6)。

こうした田村の所論は吉富のそれと軌を一にする。「行政」は「公共事務の処理」であり、「公共」とは「人生目的の実現」と関連し、その意味するところは「人類全般の生々発達を遂げしむること」であり、それ自体が一つの普遍的価値を表す、というのである。

「人類全般の生々発達」が「価値」であり、行政の目的はこの価値の実現にあるというのは、価値相対主義になれた我々にとっては、なじめないところがある。しかし田村のいう「価値」とは“真・善・美”などの謂いではなく、幸福・健康などの「実質価値」、誠実・無私などの「個人的価値」のほか、秩序・自由・正義・友愛・平和・正 (Gerechte) などの「社会的価値」と称される価値を含むものであり、こうした価値の実現を含む「人類全体の生々発達」が「行政の本領・意義」であり、「公共事務の処理」であるとされているのである (『公法雑誌』 pp. 10f. f.)。

かく見てくると、以上のような田村の「公共」観、「行政」観、および「人類全体の生々発達」の含意には積極的意味があり、こうした含意を吉富は引きついでいる点に留意しておきたい。(なお田村のこのような「行政」・「公共」観の影響は、吉富だけでなく、同じく田村の弟子である長浜政寿の行政学にも及んでいる。長浜『行政学序説』1959年参照)

では吉富にとって「人類全体の生々発達」とはいかなる意味を持つのか。それは先に引用した「公共性」の規定からわかるように、「人類全体の生々発達」は「総合的全体社会の歴史的・社会的実在の形成・維持・発展」と同義のものとして使用されている。したがって、この後者の規定について検討することにしたい。

(総合的全体社会たる歴史的・社会的実在の形成・維持・発展を直接にめざせる行為)

まず「総合的全体社会」について。「総合的全体社会とは、もろもろの人格的存在者とそれらの社会的交渉という人格的存在者の社会的主体的連関と、それらが文化形象を産出する過程とその成果とを抱擁する文化的・客観的秩序との二つを含むものである」と (p. 65)。

この叙述からわかるように「総合的全体社会」は二つの契機から成り立つ。一つは人間の「社会的主体的連関」の世界であり(自己と他者との能動的・受動的連関)、もう一つは人間の対自然的関係をベースとする財の形象とその成果の両者を含むところの「文化的客観的秩序」の世界である。

二つの契機のうち、後者の場合注意すべきは、対自然的関係は「個」対「自然」の関係だけをいうのではなく、「社会的連関において自然的存在の世界に能動的に行為する場合にもろもろの文化財もしくは文化形象が生み出される」(p. 65) というように、財の形象過程には人間同志の社会的連環(共同)もふくまれている点である。またさらに注意

すべきは、「文化的客観的秩序」といっているようにそれは単に文化財の産出にとどまらない。吉富のいう「文化」には、「言語、文字、芸術、道徳、宗教」のみならず「法律、制度、政治」などが含まれ、ディルタイのいう“生の表現”、“生の客観化”を表すものとして使われている (pp. 14f.)。したがって政治や行政・制度などを含んだ「文化的客観的秩序」の世界が二つ目の契機には含まれる。そしてこれら二つの契機のうち、前者を吉富は「社会構造」といい、後者を「文化構造」という。吉富の「総合的全体社会」は、これら二つの構造から成り立つ構造的二元性をもった全体社会である。

次に「歴史的・社会的実在」という用語についてであるが、吉富は「総合的全体社会」の説明に続けて、次のようにいう。「社会構造と文化構造との構造的二元性においてみられるところの歴史的・社会的実在の現実的様態は、もろもろの個体が主体的存在として、もしくはまた対主体的存在として、自然的存在に対する対象活動を通じながら、豊かな文化形象を形づくるところに見出されねばならない」(p. 79)。この文章においては、「歴史的・社会的実在の現実的様態」は、「社会構造と文化構造との構造的二元性においてみられる」といっているように、この「歴史的・社会的実在」の説明は「総合的全体社会」の説明と同じである。したがって「総合的全体社会」も「歴史的社会的実在」も同義であって、視点を変えた言い換えであることが理解されよう。あえていえば、人間の意志や行為が対象世界に実現された現実の世界といった含意が含まれた用語だといえよう。

次に説明を要するのは「歴史的・社会的実在」の「歴史的」という用語の意味である。吉富がこの用語を使う場合、人間の行為との関連で以下のような意味で使っている点に注意する必要がある。「我々は行為との関連において考えるとき、過去を負課的必然性において、未来を自発的自由性において把握するを得るのであるが、・・・(現在は)単に過去の負課的必然的内容の延長において成立するのではなく、意志の自発的自由性において、すなわち、未来との連関における予量において、過去の負課的必然的内容の上に、それに対して変更を加え、新内容を付加するところに成立するのである。かくのごとき行為をあらしめる場が現在である」(pp. 26f.)。「過去からの単なる延長ではなくして、未来への展望において現在は成立するのであり、過去の負課的必然を未来の自発的自由に高める行為は、右のごとき現在において成立するのである」(p. 27)と。

この説明からもわかるように、「歴史的実在」の世界は、「過去の負課的必然を未来の自発的自由に高める」人間の主体的行為によって形成される。ここに吉富の主眼がある。彼の歴史観のベースには、歴史は人間の自由の実現の展開過程であるとする見方が伏在しているのではないであろうか。この点は注意を要する視点であろう。

このような吉富の視点は「社会的実在」という場合にも貫かれている。彼は言う。「歴史的社会的実在の根源的形成力が人間の実践に存するという意味においてこそ、人間は本来社会的・政治的存在たるのである」(p. 89)と。さらに「人間は社会的動物であり、政治的動物である、という命題の真義は、人間が単に社会的に存在するというものではなく、自ら社会を形成し相互に働き掛け合うという点に存するのであるが、またかくのごとくにしてこそ初めて人間が歴史的・社会的実在において示す主体的存在性格を十全に把握しうるにいたるのである」(p. 89)と。ここに言う「歴史的・社会的実在に示

す人間の主体的存在性格」とは、対象世界の中に人間が自己を見出す（自己実現）可能性を示唆したもので、まさに人間の自由の実現とかかわる叙述であるといえよう。こうして吉富にとって、「歴史的社会的実在」の形成過程の決定的要素が自由を展望する人間の主体的実践にあることが強調されるのである。

以上からわかるように、ここで強調されている点は、「歴史的・社会的実在」を形成する主語が「もろもろの個体」であるという点である。これを「公共性」との関連でいえば、既述したように「歴史的・社会的実在の形成・維持・発展」が吉富にとって「公共性」を意味するところから、「公共性」を創出する主語も「もろもろの個体」であるということの意味していよう。言い換えれば「歴史的・社会的実在の形成・維持・発展」という「公共性」の世界の主体は人間（「もろもろの個体」）であるということだ。その意味では「公共性」の主体を「国家」に求める旧来からの傾向とは全く異なった視点を本書は提供したといえる。

（歴史的・社会的実在における社会機構的・外面的公共関係の形成・維持・発展をめざせる行為）

この規定における「社会機構的・外面的公共関係」が何を意味するかについての説明は、本書にはほとんどない。ただ1か所、道徳的实践と政治的实践との違いを指摘した箇所（第1部第5章「政治と道徳および法との交渉」）でこう述べている。「道徳的实践が個我の内面的発展を重視するのに対して、政治的实践が社会的共同存在の形成・維持・発展を重視するという点である。このことから道徳的实践が人格的内面的共同関係の維持・発展をめざし、政治的实践が社会機構的外面的共同関係の維持・発展をめざすことを説きうる」（p.109）と。語句だけでみると、この引用の中には「社会機構的外面的共同関係の維持・発展」というくだりがあり、これは上述の「社会機構的・外面的公共関係の形成・維持・発展」とほとんど同じ用法といえる。吉富は「社会的共同存在の形成・維持・発展」を政治的实践の最重要課題と考えており、「歴史的・社会的実在における社会機構的・外面的公共関係の形成」とは、人間の社会的共同存在の形成を制度的・機構的・組織的に保障せんとする行為であり、こうした行為が公共性を持つ行為であるといっているのである。

（小結）

吉富の公共性の定義は、外見上わたくしの仮說的定義とは異なる。私の仮説は、後述するように「自律と他律の統一により自己実現を可能にする活動空間」というもので（第3章の冒頭）、この定義は個人人格の実現と関係するレベルで構想したものである。その点では個人主義的色彩が強い。それに比して吉富の場合は「人類全体の生々発展」を内容とするもので、「人類」ないし「全体社会」のあり様と関係する規定となっている。この違いは大きいように見える。私の定義では、公共性の質の評価尺度は個人レベルにおかれるが、吉富の場合は「人類ないし社会全体レベル」におかれる。私は吉富の定義を否定したいとは考えない。そこには積極的な意義があるし、同時に私の仮説を否定するつもりもない。全体は個を含み、個は全体なしには存在しえない、という両者の関係については公共性を考える場合重要な命題となる。吉富はもともと公共性を「人間の存在目的」との関連で把握すべきことを強調していたのであり、その目的とは「人類全般の

生々発達」であった(本稿 p.4 参照)。私のいう人間の「自己実現」も「人間の存在目的」であり、この点では私と吉富は共通の地平に立っている。

第3節 国家作用と公共性

吉富の「公共性」の定義については前節で扱ったが、この定義では「公共性」と国家作用との関連については触れなかった。歴史的社会的実在の形成・維持・発展の根源的主体が「もろもろの人間」であることについては触れたが、この「社会的実在」と政治や行政との関連については触れなかった。したがって、ここで政治や行政などの国家作用と公共性及び「歴史的社会的実在」との関連について検討したい。

(国家の政治機能と公共性)

今まで触れてこなかったが、歴史的・社会的実在の内部に矛盾・対立(個人と個人、個人と社会、社会と社会、国家と社会・個人)があることはいうまでもない。この点吉富も同様で「もとより全体社会たる歴史的・社会的実在には、現実的には対立・矛盾の契機の存することは否定せられえないのであるが、・・・かくのごとき対立・矛盾の契機の存在することを認めつつも、なお統一的秩序を形成・維持・発展せしめてゆくところに、政治の政治たる意義が存するのである。」(p. 37)という。「したがって政治には、現実的には、職業・階級・身分・民族・種族・信教等々の異質的対立が前提とされているのであり、これらの対立を克服して同質化し、かくのごとくして統一的秩序を形成しゆくところに、その特有の意義を存するのである。政治の普遍的存在性格は、かくのごとき点に見出されねばならない。だが、かくのごとき公共性を有する行為は、特有の主体と結合するのである」(p. 38)。

それではここでいう「特有の主体」とは何か。それは特有の政治機能を持つところの国家であることは、以上の論旨から明らかである。重要なことは、「異質的対立」を「同質化」し、「統一的秩序」を形成する政治のプロセスが、「公共性を有する行為」であると指摘されている点である。それはなぜであろうか。全体社会内部の矛盾や異質的対立を克服・同質化し、全体社会の統一的秩序を形成するためには、矛盾・対立を克服する高次の普遍原理が発見されねばならない。この新しい原理によって全体社会の統一が可能となる。吉富は公共性を「人類全般の生々発達の実現」だといっているが、そのためには全体社会の内部の矛盾・対立が克服されねばならない。「政治の普遍的存在性格はかくのごとき点に見出されねばならない」とする吉富にとって、こうした矛盾対立の克服機能は政治が持つべき特有の機能であり、ここに公共性と国家作用との結節点がある。なおこの点については後述の「普遍の極」(第3章第2節)でさらに触れる。

(歴史的・社会的実在の形成の主体はだれか)

ところで政治的行為である「社会的公共的行為」の主体は誰であるか。先にふれたが、上述の引用の最後に吉富は「だが、かくのごとき公共性を有する行為は、特有の主体と結合するのである」という。そして吉富は「公共的行為も個人を主体とし得るとも言うる」(p. 38)が、他方では「現実的には公共的行為は、団体を主体とする行為であり、仮に個人を主体とする行為であるかのごとき形において現れる場合にあっても、それは常に団体もしくは集団を背後に予想するのである」(p. 38)という。要するに「公共的行

為」の主体は実際には国家であり、地方団体・政党その他の団体が中心となるというのである。

こうした吉富の記述は、かねて彼がのべてきた次のような叙述と一見矛盾する。既述したことだが、吉富は、歴史的・社会的実在を形成・維持・発展するための「根元的形成力」は「もろもろの人間」の実践にかかっていると述べた。では政治や行政はかかる主体的個人の果たす役割とどのような関係に立つのであろうか。吉富は言う。「行政はこのような歴史の世界の内面に存在する、人格的存在者としての人類的個体の自覚的行為の一方向を形づくるものであり、その故にまた総合的全体社会たる歴史的社会的実在を形づくる一契機たるのである」(p.54)と。吉富のいうように、歴史的社会的実在の実際の形成者は「もろもろの人間」であり、したがって文化形象の創出は人格的存在者(人間諸個人とその共同作用)の自覚的行為によるのであって、政治や行政が直接係るということはない。では政治や行政はどのようにかわるのか。吉富の言によれば、政治や行政は「人格的存在者」の「自覚的行為」や「社会的実践活動」の「一方向」を形づくることに係るのであって、その結果として「歴史的・社会的実在」や「文化形象」を形づくる一契機たる地位にあるというのである。

では「一方向を形づくる」とはどのような意味内容を持つのであろうか。政治や行政が個人の活動に無媒介的に介入することはありえない。吉富の特異な点は、国家の本質を支配・強制・統制などの統治に求めることをしない点にある。そうではなく彼は、国家の本質を「国家社会なる全体社会の維持・形成・発展なる形式的表現性を持つという点に見出されるべきであって、統治・支配・強制・統制などのごとき点に求めらるべきではない」(p.61)という。したがって彼にあっては、「一方向を形づくる」という国家作用は、支配・強制などを意味するのではない。それはあくまでも「全体社会の維持・形成・発展なる形式的表現性」に求めようとする。ここに言う「形式的表現性」の意味は明らかにされていないが、「全体社会の維持・形成・発展」の実質的形成者は吉富にとってはあくまでも「もろもろの人間」である。おそらくこのこととの対比で「形式的表現性」といったのであろう。具体的に「一方向を形づくる」とは何を意味するかについては吉富は言っていないが、特有の政治機能である普遍原理の発見や、こうした普遍原理を個別の世界で現れるニーズと結びつけ、「人格的存在者としての人類的個体の自覚的行為の一方向を形づくる」環境の具体化などの方策を意味しているのであろう。

(政治・行政以外の国家活動と公共性)

国家作用の対象が狭義の政治・行政活動以外に及ぶことは広くみられる。経済活動・文化活動・地域開発・福祉活動など多くの分野で国家作用がみられる。こうした分野での国家と「公共性」との関連をどのように吉富は見ているのであろうか。彼は経済分野における国家活動について次のように言う。少々長くなるが関連する記述を引用する。

「経済活動に見られるがごとき物的財を中心とする行為は、そのままに政治たるのではない。それが同時に政治なる規定を受けうるがためには、必ずや公共性の要素がなければならぬ。たとえば国家行政をとりあげても、学校建築という一つの現象にしても、・・・それが教育を行うという企画の下に築造せられおるものであるという面において観察せられるときには、政治的もしくは行政的活動としてみられうるのである。」

(p. 123)

「経済活動は物的財の獲得・消費などによって制約せられているとするならば、政治活動は公共性によって制約せられているといわねばならぬ。・・・政治は経済に対して高次の存在を占め、高次の立場において経済を規制する事実の根拠には、必ずや両者の持つ社会的意義に関しての差異が存しなければならぬ。ここに公共性の問題が、最後の決定的因子としてあげられねばならぬ理由が存する。」(p. 121)

「経済は政治に対してその実効条件たる物的基礎を提供することによって政治を制約するが、しかも他方政治は公共性によって経済を規制するのである。」(p. 130)

ここでの論理は、そのまま国家活動のその他のすべての領域に当てはまるであろう。私的領域と見られる社会活動に国家がかかわる場合、あるいは国家活動の手段的事項が私的領域で見られるものであっても、それに国家がかかわる場合には「公共性の問題が最後の決定的因子となる」というのである。「政治は公共性によって経済を規制するのである」という論理は、他の社会領域にも該当する論理である。それだけに具体的状況に適用される公共性の判断基準が問われるが、吉富はそれが「人類全体の生々発達を直接にめざす行為」でなければいけないというのである。先にふれたが、吉富は「公共性は、法的秩序を成り立たしめる生活関係自体のうちに求められねばならない」といっているだけに、この問題は人間の生活領域とかかわって具体的な実証研究にゆだねるところが大きい。憲法に掲げる人権規定などもこの判断基準に入るが、公共性の判断基準は自治体レベルでの生活領域での検証に始まり、国際的な権利宣言や国際条約などにもおよび、仮説と実践、検証のプロセスが重要となる領域である。

(小結)

第3節では国家作用と公共性との関係について、吉富の所論を参考としながら論じてきた。公共性論において国家主体説をとらない吉富が、公共性と国家との関連をどのようにみているかについて、最小限のことにふれたつもりである。なお、この問題は第三章で扱う「公共性の活動空間」の中の「普遍の極」および「媒介の極」と関連してくるテーマであり、詳しくはそちらに譲る。

第3章 空間概念としての「公共性」(公共空間)の構造をいかにとらえるか

はじめに

最初に、「公共性」を私がどのように把握しているか、簡単に触れてみたい。

とりあえずの仮説として公共性を以下のように考える。「公共性は、自律と他律の統一による人間の自己実現を可能にする活動空間である」と。この公共性の空間は、個別、普遍、媒介の三極によって構成される。個別は個々の人間であり、普遍は人間個々人の自己実現に必要な普遍的原則を確認する極である。媒介は、普遍と個別を媒介し、個別の自己実現を具体的に可能にする極である。これらの三極のありようによって公共性の質は決まるし、自己実現のレベルも左右される。

とはいえ公共性が何であるかを実体的に説明することはできない。自己実現の内容は個々の人間によって違うし、多様である。自己実現の達成レベルも異なってくるし、完成した形態があるわけでもない。にもかかわらず人は自己実現を求めるし、そのための

条件や社会制度の形成が個人にとっても社会にとっても切実な問題となる。条件がない中での自己実現の可能性は少ない。このような条件の重要な要素のひとつとして「公共性」は登場する。公共性は実体的な定義はできないといったが、仮説を提起し、実証作業を通してこの仮説の有効性を検討し、課題を提起することはできる。吉富の『政治的統一の理論』は私のこのようなスタンスに共通するところがあり、以上のべた私の仮説を検証できるし、その内容を発展させる上で意味を持つものと思う。(なお、「公共性」と個別・普遍・媒介の三極のより詳細な説明については、拙稿「現代社会と教育の公共性－憲法・教育基本法をどう読むか－」、北大教育学研究科紀要第 85 号参照、2002 年 3 月)

第 1 節 個別の極

個別の極にある「私」は、どのような世界・空間におかれているのであろうか。彼らは誰も自己実現を願って現れるのであるが、そのためにはどのような主体的条件を備えることが必要となるのか。また彼らがおかれている社会的空間の特徴は何か、それらは諸個人の自己実現とどのような関係にあるか、などが問われる。

(人間的存在の世界－4 つの対話の世界)

人間が人間として存在する世界、子供が大人に成長していく世界では、個別である「私」がその世界の中心に位置するが、同時に「私」と対話し、交流する活動空間が 4 つ必要となる。「私と他者」、「私と自然」、「私と歴史」、「私と私自身」の対話・交流の世界である。吉富はこうした空間についてどのように考えているだろうか。本書から関連する説明を拾い出してみよう。

「人間は社会的連関においては他我と、自然的連関においては非我と接触しつつ、自覚的行為を媒介として、歴史的社会的実在を形成してゆくのである」(pp. 133f)。ここには自己と他者(「他我」)、自己と自然(「非我」)との交流の世界がある。この世界を通じて人間は自覚(自己意識)を獲得し、行為へと進む。そして行為が「歴史的・社会的実在」を形成する、と吉富は言う。自己と対話する第 1、第 2 の活動空間である。

歴史との対話の世界については、「(人間の) 行為は、常に自己実現的であり、自己発展的であると同時に、それは過去と将来とを結ぶ現在において成り立つ。だから行為は過去の体験を基底としながら、しかも将来への予量において、現在の現実を形成してゆくのである」(p. 13)。自己および人間の過去における体験が、過去における「私」のあり様を反省させ、自己実現の将来を展望しつつ、現在の自己意識を形成するというのである。自己意識の自覚と自己実現の課題を、過去・現在・未来の歴史のプロセスの中で見出そうとする視点である。第 3 の対話の世界がここにある。

つづいて吉富は次のように言う。「人間は自己をも対象とし得るような主体的存在たるのである」(p. 3) と。ここには人間が「私自身」と対話する第 4 の世界がある。つまり「自己自身」との対話の世界である。人は外界や他者との対話を基底としつつ(対象意識)、「私」と「私自身」(私の現在までの意識のあり様)との対話の中で今までとは違った自己意識(自覚)を深め、自己実現を対象世界の中に図ろうとする存在となる。そのためにも先に示した第 1 と第 2、第 3 の世界との対話が必要となり、それが前提となる。

以上みてきたように、「私」と「他者」「自然」「歴史」「自己」との4つの対話の世界が吉富の「人間存在の世界」の中にはある。このような4つの活動空間での対話や交流を通して人間は成長し、自己同一性（対象意識と自己意識との統一）を見出し、自己実現の力量を形成し、対象世界を形づくる。公共性の空間の持つ課題が自己実現にあるとすれば、以上4つの対話はその前提をなすものといえる。

（対象意識と自己意識）

吉富は本書第1章の冒頭で「人間的存在の本質的要素は何か」を問い、それを「人間の主体的存在性格」（主体性）に求める。そして主体性の第1の契機は「対象意識」である、とする。彼は、人間は「対象の意識を持った自覚的存在」（対象意識）であり、「対象において自己自身を意識する」（自己意識）存在だという（p.4）。そして主体性の第1の要素は、対象意識によって形成される「自覚」にあるとする。

こうした命題には、自己と他者、自己と自然とを含む人間の実践的空間がすでに予定されている。この関係の原初形態は両者の対立関係にある。人間と自然、人間と社会との間には個人では制御できない対立がある。人間にとっての自由の喪失状態である。吉富は「自覚の根底には・・・個と全体との対立が根拠となる」（p.6）という。ここでの自己意識は不自由の自己意識である。この状態から将来の自由を獲得する過程においては、対象世界とのかかわりで自分が不自由であるという自己意識（自覚）が決定的要素となる。

人間はこうした状態から抜け出さないとならない。そのためには、外界や制度、他者などの対象（客観）についての認識を深め（対象意識）、それと自己（主観）との関係を意識し（自己意識）、対象を自己実現の場として意味づける、といった主客の対立からその統一へのプロセスが要求される。この主客の統一の意識が自覚となる。

吉富はこの間の事情を次のように言う。「主体性の第1の要素は・・・人間は自覚的存在であるということ」であり、それは「対象において自己自身を意識することであり・・・人間が自己目的であるということにほかならない」（p.4）。「人間の個人性と社会性、つまり個と全体との統一において真の自覚」が見出される（p.6）。「それら（一者と他者）は、互いに関係せしめられ、そしてこの相関において自己意識を形づくるのである。自己意識は、まず第一に他者の意識によって制約せられる。この他者と一者との結合が、はじめて純粹意思の自己意識としての、自己意識を形づくるのである、とせられているのである」（p.9）と。

以上を要するに、吉富は、人間の主体性の第1の契機を人間の自覚に求め、人間の意識における主客の対立から統一への移行、対象意識と自己意識の統一による自覚の形成が、客体である自然や社会に人間が能動的に関係し、そこを自己実現の場とする自己意識が成長し、自覚そのものが実践性を帯びてくる、というのである。政治学者である吉富はこのプロセスを検証しているわけではない。しかし公共性を本質とする政治的行為のあり様を人間の生活関係の中に見出そうとする吉富にすれば、こうした命題を提起する過程を経ることは不可避であったと思われるのである。

現在の日本の公教育は、次世代を育てる世界の中でこうした自覚を意識的に生み出す努力を欠いている。対象意識を形成する基底をなすところの、対象世界と接する学習が

自己意識に転換しない現実を随所に見出す。そのような意味からいっても、吉富のいわんとするところの意味は大きい。

(実践性)

吉富は、主体性の第2の契機として「実践性」をあげる。前節で、自覚そのものが実践的性格を持つことに触れた。吉富は、この移行過程を次のように言う。

「対象において自己を意識し、自己を実現する事態から進んで、自己生産的な態度を基礎として、外部的な行為にまで意思を具体化し表現してゆく過程。ここにおいて現実を変更し、積極的にそれに内容を付加する事態が看取せられうる」(p. 11) と。これが主体性の第2の契機をなす実践性である。

対象に対して能動的となった自己意識は、意思を介して対象に自らの目的を実現し、対象に新たな内容を付加する(主客の同一性)。実践はこのように、対象(客体)を変化させる意思の作用である。吉富は言う、「意思は行為への発展の必然性をそれ自らのうちに内含するのであり、行為は意志の外面化であるにほかならない」(p. 12) と。

とはいえ、人間の実践は個体としては限界がある。したがって「人間の実践的活動は、一面社会的連関においては他我と接触し、他面自然的連関においては非我と接触しつつ、生活を形成してゆくところに成り立つのである」(p. 12)。人間の実践的活動はこうした個々の行為が交換総合され、一面で社会を生み出し、他面で文化を生み出すことになる。

行為の対象が他者となる場合、他者(客体)との関係は、主体から客体への一方的な働きかけの関係ではない。その逆もあるのが通常である。だから吉富は言う、「人間が社会的連関において他我と接触しつつ生活を形づくることのうちには、一の行為主体が、能動的に行為して他の行為主体に向かって働きかけるといふ事態とともに、受動的に他の行為主体から働きかけられるといふ事態がみられうるのである」(p. 12) と。主客の相互転換である。これは他者との関係だけでなく、社会制度との関係においてもいえる。この主客の相互対立、相互転換から、主客の相互承認の関係への移行が予想されうるが、こうした移行の事態が社会の発展のためには要求されるし、公共性の空間の要件ともなる。

吉富は、こうして人間の「主客の同一性」の論理を含む実践を通して、人間が「現実を変更し」うる空間、対象世界を自己実現の世界に変える空間を予定する。この実践の空間が彼のいう「歴史的社会的実在」であるが、この世界は「社会構造」と「文化構造」の二つの世界によって成り立つと吉富は言う。彼のいう主体性(自覚と自己実現)とは、この二つの活動空間の中で「現実を変更しうる」可能性を人間が持ち、それを実現することを意味する。自己意識が含む目的を現実化できる空間がここには必要となる。こうした空間は人間にとって自由の空間を意味するし、自己実現を可能とする公共性をもつ空間でもある。

(「表現」の世界：「生の客観化」の世界)

吉富の「歴史的・社会的実在」の世界は、以上にみた人間の「対象意識・自己意識」と「実践性」が客観的現実のうちに表出した世界である。彼はこのプロセスを「表現の世界」という。これは、思惟・判断などの単なる表現の世界ではなく、「行為を媒介とする表現」の世界で、「個別的主体の意志が、客観的現実のうちにあらわされること」であ

るという (p. 13)。彼はこの表現をデルタイにならって「生の客観化」といい、「個人的生の表現と共同性の客観化との統一としての表現の世界ともみられうるものである」(p. 14) という。ここで「共同性の客観化」というのは、複数の人間に共通する「生の客観化」をいう。そして複数の「個人的生の表現」から、他方で相互理解が生まれる。「相互理解は、諸個人間に存立する共同性を我々に保障する。個人は共同性を通じて相互に結合せられ、相関もしくは関連、同種性もしくは近似性のいずれかにおいて相互に結び付けられる」(p. 15)。この「共同性の客観化」が「生の客観化にほかならない」と吉富は言う。(なお、ここに吉富が「共同性」と訳したデルタイの原語は、日本語版デルタイ全集(2010年)や吉富が参照したと思われる藤平武雄訳『歴史と生の哲学』(1934年)では「共通性」という訳語を使っており、この方が適訳と思われる。したがって以下では「共同性」という用語を「共通性」をも意味する用語として使う。)

ここにみた「生の客観化」「共同性の客観化」により、身近な世界では共同性を媒介とした「一的生活秩序が形づくられ」、国家レベルでは「憲法もしくは法の支配にいたるまで」の「精神の実現」として表現されることになる、と吉富は言う (p. 15)。こうして我々の知る地域・生活レベルでは、特殊的・個別的な「生の客観化」は、もろもろの共通の目標・規範・行動指針・道徳などとなって現れ、国家レベルでは人権・友愛・平和・自由などの普遍原理となって現れる。「生の客観化」は、こうした「個別」ないし特殊から「普遍」の生まれる過程を言い表している。こうした意味で吉富が歴史的・社会的実在の世界を「表現の世界」と称したのは注目できる。私のいう個別と普遍を含む人間の「公共の活動空間」がここにある。

今まで紹介してきた吉富のいう、対象意識、自己意識、実践性、生の客観化(表現の世界)、共通性(共同性)、などはいずれも人間の主体性の構成要素であり、吉富の「歴史的社会的実在」を担う人間行為の構成要素であると同時に、公共性の世界を構成する重要な要素でもある。

(文化の創出の世界)

既述したように吉富は「歴史的社会的実在の世界」が社会構造と文化構造によって構成されるとした。そして文化形象については「実践的主体たる人格的存在者としての人間は、相互的な対立交渉の連関において存在しながら、客観的自然的存在への対象活動を通じて諸種の文化財を形成する」(p. 17) という。ここにいう人間とは、個人的主体であるとともに、集団的主体(自我・他我・共同我)であり、この共同我を基底とする生活共同体なしには「文化は決して成立しない」(p. 17) と彼は言う。

この文化は「人間の価値創造行為の全体を指称するもの」(p. 18) で、人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果を意味し、具体的には、衣食住・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式や内容など広義の文化を意味している。公共性の活動空間は人間の自己実現の世界であると同時に、現実的には社会制度や文化創造の活動空間であり、この空間を通して自己実現は具体性を持つことになる。公共性は、単に個人に係る事象であるのみならず、こうした文化創造の過程で問題となり課題となる事象である。

だから吉富は次のように言う、「人間は文化をつくる存在である、ということが出来る。

すなわち人間は、社会的存在者として他のもろもろの人格的存在者との交渉において存在しつつ、しかも他方において自然的存在に働きかけることによって文化を形づくりつつ存在するのである」(p.116)と。

吉富は続けて「文化の世界」を問題とする。既述したが吉富にとっては「文化の世界」は「社会構造」と並んで「歴史的・社会的実在」を構成する二つの世界のうちの一つである。文化は、「人間の社会的連関において成立するが、原本的には人間の対自然的連関において成立する」(p.21)。彼は「人間は相互的な対立・交渉の連関において存在しながら、客観的・自然的存在への対象活動を通じて、諸種の文化財を形成する」(p.17)という。また人間は「共同我を基底とする生活共同体もしくは共同性において成り立つ社会生活との意味的連関において」文化を生み出す、ともいう(p.17)。それも「価値創造の意志によって規定せられている行為が文化の基底たる創造行為」(p.21)であるといい、文化は「意味に充たされた存在」(p.22)だという。公共性の世界は文化創出の世界であり、自己実現は文化の創出となって現れる。それは意味や価値と無関係な世界ではない。公共性が価値の問題とどのようにかかわるかについての検討が必要になる。

また新しい文化は、単に「自然的連関」での人間の創造行為から生まれるのではなく、関係する人間の新しい社会的連関を創出しつつ生まれるのであり、文化創造にふさわしい社会的条件(公共性の世界)が伴う必要がある。飛躍するが、教育基本法前文に言う「我々は新しい文化の創造を目指す教育を推進する」という条文の解釈にあたって、吉富の指摘は参考となろう。

(人間存在の個別性・数多性・総体性)

人間は単数の個としては存在しえない。複数世界の中で生を営む存在だ。吉富は、コーヘン(Hermann Cohen)にならって次のように言う。「人間は、道徳的実在性たる個人(不可分性、無限小)の個別性を含み、かつそれに内容を与える数多性(Mehrheit、共同社会・組合)、ならびに個別性の無限総和でありかつ真の統一性たる総体性(Allheit、法人、国家)として把握せられている」(p.6)として、人間存在を「個別性」、「数多性」、「総体性」においてとらえ、諸個人をこれら「存在の項と存在の関連」において把握せんとする。「人間がただ単に個人と見えるということ自体、すでに仮象とせられるのである」(p.6)とさえ彼は言う。

この記述で注目したいのは、個別性に内容を与えるのが数多性だという記述と、総体性についてである。吉富は、コーエンにならって、人間存在の世界を、個別性・数多性・総体性の重層する世界として把握しているが、このうちの総体性は個別性の無限総和であるが、それに真の統一性を与えるのが総体性だとするのである。総体性の世界は、「全体性(Allheit)」「統一性」の世界であり、具体的には「国家」を意味する世界でもある、と吉富は言う。つまり人間存在の世界には、普遍の極(総体性)が必要であることに吉富が留意していることがわかる。後述するが吉富は「公共性」を「全体性」と同義に使っている場合があり、これはコーエンの指摘する「総体性(Allheit)」と共通する指摘である。公共性を、重層するこの3つの世界で考察する契機となろう。

(個と全体)

「個と全体」というテーマは、上記の人間の「個別性」「数多性」「総体性」と関連す

るテーマであるが、個人は常に「全体」と「個」の関係におかれる。ここで「全体」を国家のみに限定して考える必要はない。個人が所属する地方団体・組織は多様であり、こうした団体も「個」にとって「全体」を意味する。吉富がこの「個」と「全体」の関係をどのようにみているか、検討しよう。

吉富はまず次のように言う。「個人の自己目的性・究極目的性を認めるとしても、全体的存在より離れたる個人は存在しないのであるがゆえに、その限度において、個人主義は制約を受けざるをえぬのであり、また個人から遊離した全体もありえぬのであるから、その限度において全体主義も制約せられざるをえぬのである」(p. 151)。「ここに、我々にとって問題となるのは、個と全体との関係である」(p. 151)。個人主義に宥和的であったり、全体主義に宥和的であったりする人間にとってこの叙述には抵抗観があろうが、そうした人間にとってもむしろ問題は、個と全体の関係である。「全体」を無視できる世界もないし、「個」を無視できる世界もない。これについて吉富はどのように考えるのか。彼は次のように言う。

「全体は個に超越的であると同時に、個に内在的なるがごときものでなければならぬ。」
(p. 151)

「全体は、・・・常に個人を含みながら存在する」、

「全体は個人を超えながら、個人を離れない」

「個人は全体のうちにおかれながら、それぞれの個性的内容によって充たされた行為を歴史的社会的実在の上に展開する」

「個人は常に個性を蔵しながら、全体のうちに包摂せしめられる」 (p. 86)

「普遍的当為は、それがただ単に全体に関するがゆえに普遍的なのではなく、個と全体との両者をつつむがゆえに普遍的なのである。」 (p. 87)

これらの叙述では、視点は「全体」のほうにおかれているが、全体は「個に内在的である」こと、全体の普遍的当為は「単に全体に関する」だけではだめで、「個と全体との両者をつつむ」という意味での普遍的当為でなければならないというのが吉富の結論である。個から全体を見た場合、「全体」の中に個の存在（「私」）を見出せるものになっていなければならない、というのがその趣旨である。全体の中に個（「私」）が全く見出されない場合、個は絶望の縁に立たされる。亡命とか国外脱出はその事例である。他方「個」から見た「全体」との関係については後述の「個と自由」の個所で触れたいと思う。

全体と個の関係の例示として吉富は次のように言う。「個人はそれぞれの豊かな個性を蔵しながら、しかも常に他の個人との多様な社会的交渉を保ちつつ生の営みを展開するのであり、これを換言すれば、いわば全体のうちにおかれながら、それぞれの個性的内容によって充たされた行為を歴史的・社会的実在の上に展開するものであるとせねばならない。だから個人は常に個性を蔵しながら、しかも全体のうちに包摂せしめられるのであり、かつ全体は個人を超えながら個人を離れえない。つまり個人は全体への関係から自由ではなく、全体も個人との関係から自由ではない」(p. 86) と。こうした全体と個の関係を作り出すことが公共性の課題となる。

(客観世界の主体化)

人間の行為が「個と全体の関係」を創造的に作り出す実践の一つが、この「客観世界

の主体化」である。個と全体の関係が対立するケースはよくみられることである。この世界を主客の統一した世界とし、自己実現を図り、自由を確保するにはどうしたらいいか。

吉富は言う、「環境は、本来主体的存在者たる人間と対立し、人間存在の世界とは別個の世界を形づくるものであるが、かくのごとき環境は、人間の働きかけによって主体化せられ、社会化せられるのであり、そのことによって、人間存在の世界の一部として取り入れられるのである。したがって環境は、原本的には人間存在の世界と対立するものでありながら、なお人間の行為を媒介として人間存在の世界を形づくるのである」と。

そして続けて彼は言う、「客観の世界が主体化せられる契機は、かくのごとく人間の行為に存するのである。人間はかくのごとく、自覚性と実践性とを契機として、相互に働きかけあい、対象の世界を主体化しつつ、文化活動を営むのである」(p. 154) と。これこそが歴史的・社会的実在を創造する人間の活動の中心である。個人や国家では作りえぬ世界である。個人や国家はこの社会的活動とどのようにかかわるかということが問われる。「客観世界の主体化」、これこそ公共性の世界を創出する人間の実践活動であり、自由の実現である。

(自由)

「個」と「全体」の関係で中心的テーマとなるのが自由の問題である。「全体」からの逃避ないし解放という意味での自由が初発の意義をもっていた。しかしこれでは自由を「自己実現」として想定する場合、まったく不十分である。この点については吉富も同じであり、だから彼は言う。(ただしこの部分だけ、吉富『理論政治学』1966年を使用)。

「自由は本来超越的絶対的なものからの解放を意味する。従って自由は、本来消極的なものである」(p. 153)。「しかしながら、消極的自由は、それ自体としては自由の十全的保障を与えうるものではない。意思の覚醒は行為への躍動を必然的に内在せしめることがしめしているように、意思の自律性は、行為の自己決定性を必然的に展開せしめるといわざるを得ない。それは超越的絶対的存在による被規定性を、理性の内面的主体的覚醒によって克服しつつ、行為の外面的客観的形態に自らを現実化する理法であるに他ならない。したがって基本的人権という消極的自由も、それ自体としては自由の政治的保障としての十全的意義をもちうるものではないのであり、従来個人自由の対極的存在として理解された国家権力の自己規定にまで展開せしめられざるを得ないのである。参政権は、このようにして消極的自由が積極的自由に展開せしめられるための一契機を形づくるのである。」(p. 154)

吉富の主張は明確である。自由は消極的自由と積極的自由の両方を意味する。人間が意思の自律性と行為の自己決定性にこだわる以上、全体からくる規定性(被規定性)の内容に自己の意志が反映されないとならない。自己規定と被規定の内容的統一を確保しないとしない。そのためには国家権力に対する規制の自由(積極的自由)を必要とする。これが国民主権と参政権を意味することは言うまでもない。

全体と個の関係は、かかる意味での自由の問題と関係してくる。公共性を人間における、「他律と自律の統一における自己実現を可能とする人間の活動空間である」とした意味もここにある。

(小結)

以上公共性の空間の中の「個別の極」(個々の人間、自己実現を意図する人間)について、吉富の所論から関係する記述を引用しながら、私見を含めてのべてきた。吉富の公共性論は、先に触れたように「人間的存在の世界」「歴史的社会的実在の世界」から説き起こしているところに特徴がある。そこには「個別の極」である人間諸個人に係ること(主体性その他)が詳述されており、公共性論を検討するにあたって必要と思われるテーマを小項目別にして論じてきた。

第3節 普遍の極

前節でみてきたように、個別の極からは普遍の極を志向する動きがすでに現われていた。人間存在の総体性の確認、生の客観化の動き、自己意識の対象化、消極的自由(基本的人権の確認)と積極的自由(国民主権・参政権)などは、いずれも普遍の極に現れる普遍原理となっている。

国民社会において普遍の極が国家にあるということは否定できない。なかんずく国家政治には、国民社会の統一(分裂ではなく)、維持・発展に必要な普遍原理を見出すことが問われている。そのさい憲法レベルで確認される普遍原理が基本となる。それ以外に、立法や基本的政策作りなどにおいても国民社会が要求する普遍的課題に対応することが国家には求められる。したがって「公共性」を考える場合、国家をどう考えるかという基本的な問いの吟味が必要になる。吉富の本書において、この問いがどのように扱われているかをまず検討する。なお国家レベルの一般的普遍に対し、それに対応して特殊化された普遍の極が地域社会ないし部分社会において存在することに留意する必要があるが、ここでは最小限触れるにとどめたい。

(国家政治の特殊性)

吉富は、「国家作用の本質は統治に存する」とする支配的な見解をとらない。この支配的な見解は国家作用の本質を「強制・支配・統制もしくは統治などに存する」とする説であるが、吉富は「国家作用の特異性を、ここにいうがごとき意味における統治にあるとする見解は、国家作用の全体的な観察においてたてられたるものとは、いうをえないのである」(p. 44)として退ける。

そうではなく吉富は「国家社会もしくは国民社会の内部において、国家のしめる主権的権力団体としての独自の地位、ひいてはそのような事態との関連において論理的に帰結せらるべき作用の独自性にもとめられねばならない」(p. 44)という。つまり国家の本質を国家機能が持つ特有の独自性に求めようとするのである。

ではこの作用の独自性とは何か。「それは…形式的に国家社会もしくは国民社会の全体利益を代表する表現性を有するのである。」(p. 44)言い換えれば「国家社会もしくは国民社会なる全体社会の生々発達という全体性の目的表象を持つにいたるのである」。あるいは「国家は主権的権力団体であるがゆえに、…国民社会たる全体社会の形成・維持・発展という表現性をになうのである。換言すれば、国家は、国民社会の全体意思の表現性をにないつつ活動することによって、自身の存在の妥当性と価値とを高めるものでなければならない」(p. 45)と吉富はいう。ここに言う「全体意思の表現性」が普遍の極と

関連してくる。

吉富のいうように、国民社会には、「全体性の目的表象」を表現する中枢がなければいけないが、それが可能なのは国家だけであり、ここに国家の持つ主権的権力団体の意味がある、というのだ。だから吉富は別の個所で、「国家は主権的権力団体として、他のもろもろの社会集団より際立った存在を有するのであり、かつそのような存在性格によって国家機能に全体性の表象がみとめられるのであって、国家の本質的存在性格は、これ以外に存するとは思われない」と明確に言う (pp. 84f.)。

では彼のいう「全体性の目的表象」とはどのような内容をいうのであろうか。これについては彼は一貫して「国民社会なる全体社会の生々発達」あるいは「人類全体の生々発達」というだけである。とはいえ吉富の本書においては、この「国民社会なる全体社会の生々発達」は国家作用の独自性を意味するだけでなく、国民個々の人格の自己実現を保障する普遍原理ともなっている。政治を制約する原理が「公共性」であり、公共性とは「人類全体の生々発達を直接にめざせる行為」であると吉富がいうとき、この「人類全体の生々発達」はまさに政治を規制する普遍的原理となっており、同時に個の自己実現を可能にする普遍的保障条件ともなっている。

吉富は別の個所でこの「全体性の目的表象」原理に関連して多少具体的に次のように言う。「法は、社会の諸成員の生存の確保、社会的安定の維持、物質的及び精神的文化の維持増進、正義の実現、というような普遍的目的を具体的に顕現するもの」(p. 250) であると。ここに吉富が並べた諸価値は、いずれも「人類全体の生々発達」を保障する個別的具体的な普遍的条件ないしは価値であるといつてよいが、こうした叙述から吉富のいう「全体性の目的表象」がいかなる意味を有しているかがわかる。それは全体主義などの原理とは無縁であることは言うまでもない。

(個別的当為と普遍的当為の統一)

国家政治における普遍的原理と個々の人間の行為とはどのようにかかわるのであろうか。普遍は無媒介的に個を包摂するのであろうか。個は普遍に従属するだけなのか。個を普遍と結びつけ、個の自己実現と普遍原理との関係を吉富はいかに考えているのであろうか。少々長いですが、吉富の語るところを聞いてみよう。

「人間は社会的現実のうちに価値を実現すべきであるということがその実践的当為である、という場合における人間とは、人間が個人性と社会性との統一であるということと照応して、それが個人と個人に対する全体との両者をつつみながら成り立つ統一として概念せらるべきことは、容易に知られうるところである。しかも個と全体との間に、先にみたような相互的制約関係(全体と個の関係—本稿 p. 17 参照)が存するとするならば、右の実践的当為は、当然に個と全体との両者にそれぞれ分有せしめらるべきであるとせねばならない。ここに個人の個別的なる実践的当為が、全体の普遍的なる実践的当為と関連する契機が見出されうるのである。個人は個別的に意欲しながら、それぞれの時処位において具体的内容を有する当為に従って個性を展開しゆくのであるが、しかもそれは常に普遍的当為によって規制せられゆくのである。さらに普遍的当為は、それがただ単に全体に関するがゆえに普遍的なのではなく、個と全体との両者をつつむがゆえに普遍的なのである。全体が個別的に意欲するのみではなく、共同に意欲する個人の複

合体であるといわれるのは、まさにこのことを意味するものであるにほかならない」(p. 87)。さらに彼は言う、「かくて国家の実践的当為は、個人と全体とのそれぞれの存在価値をみとめつつ、国家社会もしくは世界社会の内面に豊かなる文化を形づくることに努力するにある、とせられねばならない。」(p. 87f.)

これは重要で注目すべき指摘である。国家においては、個の実践的当為は、全体の実践的当為においてもその内容が分有せられるべき関係にあるというのだ。両者のこの関係は、個はもう一人の「自分」を全体の中にもつということである。自分の分身を国家の普遍の極に見出すということである。「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」(日本国憲法第 11 条)という普遍原理の中に、国民は自分の人格が肯定される状態を確認できる。こうした個別と普遍の極との相互依存関係を見出すことができなかった時代が最近まであったし、現在でもそうした危険はある。国家の「普遍的当為は、個と全体との両者をつつむがゆえに普遍的なのである」という吉富の指摘は、「自律と他律の統一における自己実現」という私の命題とも共通する。これは、公共性の世界を律する基本命題である。

(普遍の原理の探求と積極的自由)

自立した個人が個別の極に位置づくためには、他者の介入からの自由(消極的自由)、なにかなく国家が介入すべきでない人間の活動空間の存在が前提となることは既述した。同時に自律した人間になるためには、自分が置かれる社会的環境を自分ないし共同で制御できる空間が必要になる。ここに積極的自由が必要となる根拠がある。だから吉富も次のように言う。

「しかしながら基本的人権の確立のみをもってしては、自由はいまだ消極的にとどまる。超越的なものの支配から脱却しようとする消極的自由から、行為特に国家行為の自己決定性を要求する積極的自由に転化した場合に、自由ははじめて完成されるのである」(p. 158)。

これは「端的にいつて政治に対する民衆統制の徹底であり、政治に対する自己決定性の拡大であるに他ならない」(p. 157)。「これらはいずれも国家の国民支配という現象的外面的他律性を実質的内面的自律性に転化しようとする要求であるとみることができる」(p. 158)と。この叙述は、先に示した自律と他律の統一と同趣旨の叙述である。

上述の記述は、国民が積極的自由を手に入れることにより、普遍の極を国民自らが左右しうる可能性をもつことを言い表している。旧来、国家による国民支配は国民にとっては他律であった。他律であったこの規制を自律の論理で転換することが課題であった。これは国民による「政治に対する自己決定性の拡大」である。国民にとっては、それは自律と他律の統一を意味する。これが積極的自由である。公共性の世界はこの自律と他律の統一した世界である。そのためには吉富のいう「国家行為の自己決定性を要求する積極的自由」が必要となる。公共性の実現の度合いは、この自由の実現度にかかっている。

また吉富は消極的自由が積極的自由に転化する過程では別の要因がかかわったという。それが平等性の原理の導入である。彼は言う、「ここでとくに銘記する必要があるのは、消極的自由が積極的自由に転化するにさいして、平等性の原理が結合せしめられたとい

う事実である。自由は本来個性の原理である。しかるに平等は本来社会性の原理である」、「(この) 両者が媒介総合せられたところに、西欧デモクラシーの歴史的本質を発見することができるのである」(p. 154)と。デモクラシーを個性の原理と社会性の原理の統一ととらえるこの把握は面白い。デモクラシーは、自律した個(個性の原理)と、積極的自由を共同して行使できる市民(社会性)との両方の契機を必要とした原理であることを吉富は言う。自由と平等は互いに排他的であるのではなく、両者ともに公共性の世界を成り立たしめる条件なのである。

(政治：異質的対立と同質化、統一秩序の形成)

国家レベルで普遍原理を見出す機能は、政治に集中する。吉富はこのことと関連して、政治の本質ないし存在性格を論ずる中で次のように言う。

「政治は歴史的・社会的実在における異質的対立を克服して、これを同質化し、統一秩序を生み出すことをもって目的とする。もし政治にしてこの要素を欠くならば、そこには混沌と混乱の存在は認めうるとしても、政治の存在を認めることは不可能である。」(p. 133)

「政治がその固有の存在価値を認められるのは、このような社会的に異質なる対立を克服して統一秩序を形成せんとするところに存する。」(p. 258)

ここには、政治特有の任務が説かれている。吉富はこれを、全体社会の内部にある異質的対立を克服し同質化することだ、という。政治はもともとこの異質的対立を前提にしている、というのだ。

「かくのごとき対立・矛盾の契機の存在することを認めつつも、なお統一的秩序を形成・維持・発展せしめてゆくところに、政治の政治たる意義が存するのである。対立克服の意思が存しないばあいには、政治も存しないのであり、単なる物理的力の衝突現象が存するに過ぎない。・・・また単なる同質的過程がみられるのみであるならば、それは行政ではあっても、政治ではない。したがって政治には、職業・階級・身分・民族・種族・信教等々の異質的対立が前提とされているのであり、これらの対立を克服して同質化し、かくのごとくして統一的秩序を形成しゆくところに、その特有の意義を存するのである。政治の普遍的存在性格は、かくのごとき点に見出されねばならない。だがかくのごとき公共性を有する行為は特有の主体と結合するのである」(pp. 37f)と。

異質的対立として、吉富はここにあげた社会的対立のほか、「自然に対する対象的活動」における対立として、生産活動に伴う対立、生命の保持における対立、両性間における対立などをあげるし、さらには言語・慣習・信仰などの対立を例示する。

上述の引用で問題となるのは、「異質的対立の同質化」とは何を意味するか、であろう。普遍による個別の画一化、ないし普遍による個別の包摂(Unterordnung)をいうのであろうか。あるいはナチズム下の“強制的同質化(Gleichschaltung)”を意味するのであろうか。吉富はそうではなく、同質化の事例として次のような事例をあげる。異質的対立としては、宗教団体などの反政府行動や革命や内乱などの反政府運動などを例示できるが、前者の場合の同質化の動きは「信仰の自由の確立」であり、後者の場合は旧体制を脱して新しい個人自由を基底とする制度を樹立すること、だと吉富は言う(p. 144)。かかる変化を吉富は「政治客体側の否定的ないし異質的過程は、何らかの形において、

肯定的ないし同質的過程にまで高められるのでなければならない」(p. 144) という。

以上から、吉富のいう「同質化」が普遍による個別の包摂 (Unterordnung) でないことはわかる。彼の「同質化」の主眼とするところは「歴史的社会的実在における統一秩序」の形成である (p. 144)。他方「歴史的社会的実在」の「根源的形成力」は「人間の実践」「人間の行為」だと彼は言う (p. 89)。したがって「同質化」が「根元的形成力たる人間の実践」に否定的に関係するわけではない。彼のいうように「根元的形成力たる人間の行為」に対して「肯定的」に政治が作用することにより、対象世界を変えて統一秩序を形成することが求められているのである。

(権力の公共化と国民意思の権威化)

吉富は本書の末尾 (第2部「政治的統一の理論」、第5章「政治構成の原理」) で国家意思 (普遍の極) と国民意思 (個別の極) との関係を論じている。そこでは近代政治は輿論政治であり、輿論が国家の普遍的意思に及ぼす力の強さを認めている。とはいえ彼は言う、「近代政治における輿論の重要性を認めるとしても、輿論のみによって政治的統一の形成せられることを意味するものではない」(p. 308) と。ここで彼が政治的統一のために必要だと指摘することは二つのことで、一つは「権力の社会化」ないし「権力の公共化」であり、一つは「輿論の権威化」ないし「輿論の具象化」である。この二つのことが「政治的統一のアルファでありオメガである」と吉富は言う (p. 314)。なお吉富のいう「政治的統一」が公共性の世界の形成を意味することはいうまでもない。

では「権力の公共化」とは何を意味するのであろうか。彼は「権力の社会化は物理的強制の逡減を意味するのであり」(p. 308)、「国防・外交・警察・裁判・行刑・幣制」のごとき「権力団体たる国家の作用」以外は、「可能なる最大限において、これを国民社会の自主的統制にゆだねるの方法がとられるべきである」、「国家の権力作用が、国民社会の全体的生々発達を期することは、その目標であるとしても、この目標を主体化するためには、国民多数者の意志を基底とすべきである。さもなければ、権力の公共化は、単なる目標にとどまって、実現の具体的契機をかく」(p. 312) という。彼はこれを称して「国家権力の社会化」ともいう。

また「輿論の権威化」とは何を言うのであろうか。吉富は国民の「全体意思」が「個別意志の算術的全体」を意味するならば、それは「無意味で実現不可能」だという。また多くの場合、輿論は「多数者意思」であるが、国民社会が二つの部分社会に分裂している場合は「多数者意思」は通用性を持たない、という。実際には「多数者意思」は政党や議会などの「組織」を通して通用性を獲得するのが現実であるが、それは「優勢意思の劣勢意思に対する単なる強制・独裁の特質が残るのみ」であり、「国民社会の全体的発展はありえない」とさえいう。では、輿論が通用性ではなく妥当性を持つにはどうしたらいいか。彼の答えは、輿論が権力ではなく権威をもたねばならないのだ、という。彼は「輿論の妥当性の問題は、価値・当為・規範との内面的関連において成り立つ」というのであるが、吉富のこの部分の説明は明確さを欠くといわざるを得ない。

ところでここで関心をひくのは先の「権力の公共化」の視点である。既述したように、権力の公共化のためには、国家作用のうち権力的・統一的統制の必要な領域を除いては、可能な限り最大限国民社会の自主統制にゆだねる方法が望ましいと、吉富はいつている。

同時に吉富は次のようにも言う、「国民全体意思が、国家意思に媒介されるの方法は、先にあげた国家権力の社会化が、権力の公共化という下降的方法をとるものであるのに対して、国民意思の権威化という上昇的方向をたどるものであるにほかならない」(p. 213)と。ここからは「権力の公共化」が「下降的方法をとる」という表現からわかるように、国民の身近なところで国家作用が行われることを意味しているようだ。それに対して輿論（国民意思）の権威化は、「上昇的方法」をたどる、というのだ。

また次の「輿論の国家意思への具象化」に関する引用からも「権力の公共化」「輿論の具象化」の意味がわかってくる。「もっともここに輿論の国家意思への具象化とは、従来権力的に行われた国家作用の一部を国民社会に解放し、国民社会の意志を基底としてその運用を決定することを前提として、国民意思と権力意志とを対立せしめるのであるがゆえに、それは従来为国家意思とは別個なる新しき意思の形成を意味する。先の国家権力の社会化が権力を遮減せしめ、公共化する方法であったのに対して、これは新しき意味における国家意思の創造といえよう」(p. 213)。ここでは、「輿論の具象化」とは、「国家作用の一部を国民社会に解放」し、「国民社会の意志を基底として」「新しき意思（国家意思）」を形成する方法で、従来为国家意思の形成とは違う方式だということ。こうして国家権力を公共化し、権力を国民の身近に置き、そこで従来とは異なる国家意思（普遍意思）の形成方法をさぐるというのである。これは国民に広範な自治を保障せんとする意味を少なくとも持つ。また国家の普遍的意思を地方ないし部分社会において特殊化し、個別にとって具体的普遍として意味のあるものにするプロセスも含まれていよう。しかし、吉富は、この新しい方法を具体的には述べていない。とはいえ、個別と普遍との両極の相互交流の場を国民の身近な場に設定しようとしていることは、うかがえるのではなかろうか。

(小結)

吉富のいう「国民全体意思が、国家意思に媒介されるの方法」は、普遍の極と個別の極の媒介関係を示唆している。ここに個別・普遍・媒介の3極が吉富のいう「歴史的・社会的実在」の世界に登場することが予想される。吉富はそうは言っていないが、本書にはこの3極が存在することを否定はできない。

第4節 媒介の極

本稿でいう媒介の極とは、個別と普遍の極を統一して、個別の自己実現を図る極をいう。たとえば日本国憲法第26条の「教育を受ける権利」はすべての日本人に適用される普遍の極を意味し、この原理と日本人個々の能力を伸ばす可能性（個別の極）とを結び付け、実際にその人格の実現を援助する媒介項が必要となる。この媒介の極には行政を始め、教育施設、教員、社会的環境その他多くの関係者が位置づく。そしてこれらの媒介の極が適切に組織化され、すべての個人の自己実現を可能にするところに媒介の極の本旨がある。吉富の本書では、この媒介の極そのものについては自覚的ではない。しかし、彼が本書で扱っている行政や地方公共団体、社会そのものが私のいう媒介の極の役割を果たしている、と考えていい。以下の叙述はこうした前提にたつもので、典型的な媒介の極である行政をとりあげ、吉本の公共性論を追ってみたい。

(政治と行政)

まず行政の国政上の位置について、吉富はどのように考えているだろうか。

彼は言う、「行政が行われるためには、まず政治による同質化の過程がとられねばならぬ。したがってこの場合においては、主体間における相互否定的なる矛盾の契機が止揚せられるならば、政治はその存在の根拠を失い、行政がその本来の意義をあらわす、とせられうるのである」(p. 72) と。行政が機能するためには、その前提として前述した「異質の克服」および「同質化」の過程がとられねばならない。これは政治の課題であって、行政の課題ではない。言い換えれば政治による「普遍の発見」でもある。行政との関係では、政治は「国家全体の立場において活動の方向を規定するという意味において、行政に対してもその活動方向を指示する」(p. 64) ののである。こうして行政が政治による規制を受けるのは基本的前提であるとしても、政治による行政の一方的な支配を意味しているわけではない。

吉富はいう、「このことから行政自体の持つ自発性もしくは積極性を否定しようとするならば、近代の行政現象は全く把握するを得ないといわなければならない」(p. 64) と。では行政の持つ「自発性・積極性」とは何か。吉富は行政には別の契機がはたらく、という。その契機が公共性であり、それは「生活関係自体のうちに求められねばならない」という。「管理現象もしくは技術現象がそのままに行政たるのではない。それらのものをして行政たらしめるには、さらに別個の契機が必要とせられるのである。ここにその契機たるものを端的にしめせば、それは公共性の概念である」(p. 67)、そしてさらに、「公共性は法的秩序を成り立たしめる生活関係自体のうちに求められねばならない」(p. 67) と。

ここに行政特有の機能がある。政治の形成する普遍原理に拘束されながらも、行政がそれを具体化し、具体的秩序を現実の世界に創出しなければならない。そのためには行政は公共性の内実となる課題（「人類全体の生々発達」）を個別の存在する「生活関係自体」のうちに発見し実現しなければならない。それは地域により異なるし、具体的な現実社会が持つ条件によっても異なる。だから行政は、「団体もしくはその他の集団と、そしてまた個人を含みながら成り立つところの社会の、もしくは歴史的・社会的实在のいわば全体秩序の形成に対しても、少なからざる交渉を持つのである」(p. 78)。こうした「交渉」を持つ中で、行政は個別の置かれた具体的条件下で普遍原理の具体化と諸個人の自己実現の方途を探らなければならない。媒介としての行政の任務は以上のようにいえるのではないか。行政は、本来行政独自の言語をもつのではない。行政は自ら語る言語を、普遍の極及び個別の極である生活関係の中から見出さなければならないのである。吉富は行政を媒介の極とは位置づけていないが、つまるところ以上のようなことをいっているのではないだろうか。これは行政が媒介の極であることを語っている。

(地域レベルにおける行政と公共性)

行政の機能は国政上だけでなく、地域社会においても特有の機能を持つ。国政上発見された普遍原理は極めて抽象度の高いものであり、それ独自には具体性をもたない場合が多い。普遍原理は、諸個人の生活空間の中で具体化されないとならない。具体的普遍原理への翻訳が必要となるし、一般原理の特殊化が必要になる。この特殊化された原

理は、吉富のいうように諸個人の置かれた生活関係の中から見出されなければならない。ここに地域レベルでの行政の持つ特有の機能が必要となる。分権・自治が言われる所以である。「人類全体の生々発達の実現」（公共性）という行政が持つ課題は、ここで初めて諸個人の自己実現と具体的に結びつく。諸個人の自己実現は、国政上より地方レベルでの政治・行政が持つ公共性の度合いに鋭く依存するといえる。

だから吉富は言う、「政治もまた行政も、人類の目的的意思活動を通じて、直接的にはそのような人格的存在者の生活の維持発展を追求しながら、究極的には、いわゆる総合的全体社会の円満かつ健全なる発達を顕現しつつ、歴史的社会的実在を形づくるのである」（p. 71）と。つまり、行政は「人類全体の生々発達」を究極的目的とするが、「直接的には人格的存在者の生活の維持発展を追求する」ことをも目的としているのである。この後者の世界は、私のいう「自律と他律の統一による個別の自己実現」の世界である。

（地域的・社会的共同と公共性）

人間の自己実現とは、主観的気分や感情によるものではなく、もっと客観的なものである。自然や社会などの対象世界に働きかけ、対象世界において自己意識を持ち、自己目的を実現する過程である。客観的文化的生産構造の中に自己を位置づけ、文化形象過程の中で自己の能力を実現し、対象世界を有意味なものに変える過程である。吉富は全体社会を、人間の社会的主体的関連（社会構造）と客観的文化的生産過程（文化構造）の二元的構造で把握したが、人間の自己実現はこの中の文化構造の中において現れる（こうした点については既述した）。そのためには諸個人は文化形象の能力を身につけると同時に、社会的関連の世界で主体的に行為できる能力を持つことが要求される。この世界においてこそ、自律と他律を統一できる能力が必要となる。他律は、国家や地方権力団体からの規制だけではなく、社会的諸力からの規制としても現れる。この他律の内容と自律の内容との間にある相克を調整し、統一するためには、政治や行政だけではなく、社会の中で両者を統一できる媒介項を見出さなければならない。その基本原理は「社会的共同」をベースとした「社会機構的公共関係」の形成（「社会的共同存在の形成・維持・発展」、p. 109）である。

吉富はこうした社会的共同の必然性についてつぎのようにいう。

「人間には相互肯定的側面と相互否定的側面とが内在するとしても、なおそこに何らかの統一の契機が存するのでなければ、社会は成立しうべきもない。・・我と汝とは、それぞれ独自の経験の中心であるとともに、本質的に結合せしめられているのである。」

（p. 147）

「社会は人間の集団であり、より適切には人間の共存であるということが出来る。…しかしながらその際共存という語が示す如く、それは単に孤立的に存在するのではなくして、相互に意思交通をなしつつ、存在するのである。…しからば相互間の意思交通という事実は、いかなる事態をさすものであろうか。それは端的に言って、人間が主体的存在として、また対主体的存在として、相互に働きかけあいながら、共同の努力によって文化を形成するという事実に他ならないのである」（p. 154）。ここに吉富のいう「共同の努力による文化形成」の過程で、諸個人の自己実現が現実のものになる。自己実現にとって、その基本的条件をなすものは「共同の努力による文化形成の行為」である。

私のいう「自己実現の世界」は、吉富にとっては「人格的存在の世界」であるといつてよい。「人格的存在の世界は、自然的存在の世界との対応において把握せられうるのであるが、この人格的存在者が、自ら主体的存在として、もしくは対主体的存在として、その社会的連関において自然的存在の世界に能動的に行為する場合に、もろもろの文化財がもしくは文化形象が生み出されるのである。いわゆる総合的全体社会とは、もろもろの人格的存在者とそれらの社会的交渉という人格的存在者の社会的主体的連関と、それらが文化形象を産出する過程とその成果とを包容する文化的客観的秩序との二つを含むものであるとせられるのである」(p. 65)。繰り返しになるが、自己実現はここにいう「社会的主体的連関」と「文化形象の産出過程とその成果を含む文化的客観的秩序」において現実化するのであり、社会的共同はそのための媒介条件をなすといえる。

(小結)

媒介の極については、既述したように吉富には自覚的説明はない。とはいえ、吉富の「行政」および「社会的共同存在の維持・形成・発展」とは公共性の活動空間における媒介機能を果たすものであり、この領域における公共性についての検討を深める必要がある。吉富の公共性論は政治・行政の分野に中心が置かれており、上述の「社会的共同存在と公共性」については深められていない。このテーマについては別のアプローチが必要であると考えられる。